

## 高島市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき平成28年度定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成29年2月6日

高島市監査委員 井口 與嗣隆

高島市監査委員 前川 勉

### 1. 監査の期間

平成28年10月27日から平成29年2月3日まで

### 2. 監査執行年月日および監査執行対象機関名

監査執行年月日	監査執行対象機関名	
平成28年12月13日	農林水産部	農業政策課、農村整備課、森林水産課
	消防本部	
平成28年12月20日	土木上下水道部	土木課、都市計画課、交通対策課、上下水道課
	教育委員会事務局 教育総務部	高島市民会館、藤樹の里文化芸術会館、ガリバーホール
平成28年12月22日	農業委員会事務局	
平成29年1月11日	小中学校	新旭北小学校、湖西中学校
平成29年1月12日	教育委員会事務局 教育総務部	教育総務課、社会教育課、各公民館、中江藤樹記念館、市民スポーツ課、文化財課、各資料館、図書館
平成29年1月13日	教育委員会事務局 教育総務部	学校給食課、各学校給食センター
	教育委員会事務局 教育指導部	青少年課、少年センター、あすくる高島、学校教育課、教育相談・課題対応室、教育研究所

### 3. 監査の範囲

平成28年4月から監査執行時までの財務およびこれらに関連する事務の執行状況

### 4. 監査の方法

監査の対象となる各機関に対し、あらかじめ5. の資料について提出を求め、この中から抽出により関係書類および諸帳簿等を求めるとともに、必要に応じて関係職員から事務の執行状況および内容等を聴取し、監査を実施した。

なお、次の機関については、書類監査を実施し、実地監査については省略した。

書類監査実施機関名
マキノ東小学校、マキノ西小学校、マキノ南小学校、今津東小学校、今津北小学校、朽木東小学校、朽木西小学校、安曇小学校、青柳小学校、本庄小学校、高島小学校、新旭南小学校、マキノ中学校、今津中学校、朽木中学校、安曇川中学校、高島中学校

## 5. 提出資料

- 1 職員数等調書
- 2 事務分掌表
- 3 重点事務事業調
- 4-1 請負工事契約状況調
- 4-2 委託業務契約状況調
- 4-3 物品購入契約状況調
- 4-4 土地・建物賃貸借契約状況調
- 4-5 用地買収契約状況調
- 4-6 補償契約状況調
- 4-7 指定管理施設に関する調
- 5 補助金および負担金交付状況調
- 6 過年度収入の処理状況調
- 7-1 各種研修会・視察等参加状況調
- 7-2 各種行事・講演会・研修会・教室等開催等状況調
- 8 各種団体等事務取扱調
- 9 保管金等調
- 10 公金現金等取扱状況調
- 11 過去2か年度の監査結果および意見に対する措置等の状況調
- 12 懸案その他特に苦慮する業務の概要

〈学校給食センターには次の資料を追加〉

- ・ 配送先および給食数

〈小中学校には次の資料を追加〉

- ・ 学年別学級数・児童生徒数
- ・ 施設の概要
- ・ 寄付採納状況調
- ・ 事故一覧表

## 6. 監査の結果

本年度の監査等計画に基づき、財務に関する事務の執行状況に加えて、債権の回収および管理状況、準公金（公金外現金）の管理状況、予算編成上の重点項目の達

成状況について重点的に監査を実施した。

監査の結果、財務事務の執行は、概ね適正と認められた。なお、軽易な事項についてはその都度口頭で指摘したが、特に改善が望まれる事項および意見等は次のとおりである。

#### 〈共通事項〉

##### ○公金の指定金融機関への入金時期について【指導事項】

収納金の入金については、高島市会計規則第12条第3項において、「出納員等は、第1項の規定により現金を直接受領したときは、定期に現金引継書により、指定金融機関等に払い込まなければならない。」と規定されており、また、同条第4項においては、「出納職員は、現金または証券を受領したときは、別に定めがある場合を除くほか、当日または翌日に、払込書に、納付書およびその受領した現金または証券を添えて指定金融機関等に払い込まなければならない。」と規定されているところである。

さらに、「高島市における公金現金等の取扱要領について」においては、保管金は公金現金取扱計画書に基づき遅延なく指定金融機関に入金することと規定されている。

各部署の入金時期を確認したところ、1か月等の一定期間にわたる受領分をまとめて入金処理されている事例が見受けられたが、盗難、紛失等のリスクの低減を図り、危機管理に備える観点からも、公金現金は、できる限り速やかに指定金融機関に入金を行われたい。

##### ○公金外現金の取扱いについて【指導事項】

昨年度に発覚した市職員による団体会計の私的流用事件を受け、チェック体制の強化を図る取り組みがなされ、平成28年9月には「高島市における公金外現金の取扱要領について（通達）」（以下「公金外通達」という。）に基づき、今年度1回目となる公金外現金の事務取扱の検査が実施されたところであるが、各部署で担当されている各種団体の経理帳簿・証拠書類の内容、通帳・印鑑の保管状況について確認したところ、その用途について不適切なものはないものの、証拠書類において領収書の宛名漏れ等の不備が見受けられた。

公金外現金の出納保管責任者においては、公金外通達に基づき、その事務を掌握し、毎月の点検時における帳簿の確認等を徹底するとともに、出納取扱担当者への指導を行い、適正な事務処理に努められたい。

また、現金を預かった場合には、公金と同様、金融機関への速やかな入金処理に努められたい。

##### ○切手等金券類の適正管理について【指導事項】

返信用等に用いる郵便切手や琵琶湖大橋通行券等を保有している部署があり、その受払簿を確認したところ、残数に誤りは見られなかったものの、各部署独自

の受払簿を作成し使用していることから、受払いの状況や残数が不明瞭なものが見受けられたため、受払簿の標準的な様式による統一した取扱いがなされるよう見直しを図られたい。

また、切手等の金券類は現金同等物のため、毎月末に所属長による取扱状況および残数の確認を行うこと等、「高島市における公金現金等の取扱要領について」を準用し、適正かつ厳重な管理に努められたい。

#### ○借地契約について【指導事項】

行政目的のため、民間から土地を賃借している場合において、契約書の自動更新条項により同額の賃借料で契約更新を長期間続けている事例が見受けられたが、自動更新であっても、契約更新の時期には、情勢の変化に見合った賃借料であるかの検証を行い、必要に応じて契約更改を検討されたい。

また、賃借料の積算根拠が不明確なものが見受けられたため、賃借料算出の合理的な理由を説明するためにも、算定根拠を明確にするとともに、貸主との協議記録などの管理を徹底されたい。

#### ○設計金額の設定について【指導事項】

委託契約に係る設計書を確認したところ、内訳書の項目において、その数量や単価の積算根拠が不明確であるものが見受けられた。こうしたことから、設計に当たっては、その金額の妥当性について、調査、検証を十分に行い、設計書において、項目ごとの数量・単価の根拠を明確にすることにより、適正な設計金額の積算がなされるよう努められたい。

#### ○公用車の運行管理について【指導事項】

本年度の定期監査を通じて、公用車使用簿（仕業点検表、運転日誌）を抽出確認したところ、行先の記載漏れや走行メーター指示数の記載誤り、使用承認印や担当課長等確認印の押印がないなどの不備が散見された。

公用車使用簿の記録は安全運転管理の基本であるため、高島市公用車運行管理規則に基づき、適正な運行管理の徹底を図られたい。

## ○債権管理マニュアル等の整備・充実について【指導事項】

今回の監査執行対象機関から提出された「過年度収入の処理状況調」に記載されていた債権は以下のとおりである。

所管課	債権名	消滅時効の期間	債権の種別	債権管理マニュアル
都市計画課	住宅使用料	5年	私債権	あり
都市計画課	住宅駐車場使用料	5年	私債権	なし
上下水道課	水道料金	2年	私債権	あり
上下水道課	公共下水道使用料	5年	強制徴収公債権	あり
上下水道課	公共下水道事業受益者負担金	5年	強制徴収公債権	あり
上下水道課	公共下水道事業受益者分担金	5年	強制徴収公債権	あり
上下水道課	農業集落排水使用料	5年	非強制徴収公債権	あり
教育総務課	育英資金貸付金	10年	私債権	なし
学校給食課	学校給食費負担金	2年	私債権	あり

平成28年4月1日には「高島市債権管理マニュアル」が策定され、債権管理事務の処理や処分の判断基準等に関する統一的取扱いが定められたところであるが、監査対象となった各債権の個別マニュアルについては、9債権のうち2債権が策定されていない状況であることから、早急に策定を進め、担当者が変わった場合でも業務の継続性の担保を図るとともに、既存のマニュアルについても、「高島市債権管理マニュアル」に準拠し、より実務に即したマニュアルに改正するなど内容の一層の充実を図られたい。

また、今回、過年度収入に該当がなかったものの、徴収事務を行っている部署についても、未収金が発生する場合に備え、債権の種別等の把握や個別マニュアルの策定等、未収金が発生した場合に即座に対応できるよう体制整備に努められたい。

## ○回収不能な債権の処理について【意見】

債権は、市民負担の公平性から、100%収納することは当然であるが、一方で、回収の可能性のない債権を長く保有し、管理し続けることは、かえって収納業務全体の効率性を阻害する要因となることから、回収の可能性の程度に応じて、より効果的な収納に取り組む必要があると考える。

特に、市は、住民の福祉を増進する役割を担っていることから、債権の徴収に当たっては、債務者の置かれている状況や具体的な事情に配慮し、徴収対策を講じ、執行停止や不納欠損処分など、徴収と並行して法令に従い適切な債権の処理を進められたい。

## ○昇降機（エレベーター）に係る保守点検業務について【意見】

昇降機の保守点検業務は、どの施設においても地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の随意契約として設置業者に業務委託されており、他の業者から

見積書が徴取されていない。

しかし、近年はエレベーターメンテナンス業者も存在し、他の自治体では入札が行われている例もあることから、先進事例を調査するなどして、安全性を担保しつつ、競争性を持たせ、より経済的な委託契約となるよう検討されたい。

#### ○長期継続契約について【意見】

施設の警備業務委託契約等については、「高島市長期継続契約に関する条例」により、長期継続契約ができる契約となっているが、その多くが単年度契約により行われているところである。長期継続契約とすることにより、事務の効率化や経済的にも有利になると考えられることから、長期継続契約への切り替えを検討されたい。

#### ○指定管理者制度について【意見】

平成25年度の指定管理制度に関する行政監査結果において、指摘等を行った事項に対し、措置状況の報告がなされたところであるが、その後の状況確認を行い、措置がされていない場合は速やかに対応するとともに、指定管理者への周知、指導を徹底されたい。

〈都市計画課〉

#### ○駅前広場等清掃業務委託について【指導事項】

駅前広場等清掃業務として市内6カ所のJR各駅前広場周辺における環境保全・美観の維持を目的とする清掃・除草等を委託しているところであるが、一部において、環境部ごみ減量対策課が委託している散在性ごみ清掃業務と清掃範囲が重複している箇所が見受けられるため、両課で調整を図られたい。

〈学校教育課、各小学校、各中学校〉

#### ○学校図書館の整備充実について【指導事項】

学校図書館は、学校図書館法に規定されているように、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、図書館資料を収集・整理・保存し、児童生徒および教職員の利用に供することによって、学校教育課程の展開に寄与するとともに児童生徒の健全な教養を育成することを目的として設置されている。

文部科学省では、「学校図書館の整備充実について（通知）」（平成28年11月29日付け28文科初第1172号）において、「学校図書館ガイドライン」を示し、図書館資料の選定については、児童生徒および教職員のニーズに応じた偏りのない調和のとれた蔵書構成となるよう努めることが望ましいとしている。さらに、図書館資料の整理については、利用者の利便性を高めるために、目録を整備し、蔵書のデータベース化を図り、貸出し・返却手続および統計作業等を迅速に行えるよう努めることが望ましいとしている。

また、平成25年度定期監査実施結果の報告において本職が、「蔵書冊数が正確

に把握されておらず、紛失や未返却の冊数が正確に認識されていないことから、台帳のデータ化や定期的な確認（蔵書と台帳の照合）を行う等、適切な管理運営体制となるよう見直しを検討されたい。」と意見したところであるが、今回、実地監査を行った学校においては、定期的な確認が行われていないことから蔵書台帳が不完全で、冊数を正確に把握していなかった。

こうしたことから、図書館資料が未整理の学校においては、学校教育課と連携を図り、「学校図書館ガイドライン」を参考に整理を行うことにより、蔵書冊数、蔵書構成を正確に把握し、市内すべての学校において、学校図書館がその目的を果たせるよう整備充実を図られたい。

#### ○学校防災体制の強化について【意見】

各学校においては、学校保健安全法第29条の規定に基づき「危険等発生時対処要領」（児童生徒等の安全の確保を図るため、危険等発生時に職員が講じるべき措置の内容や手順を定めた危機管理マニュアル）を作成している。

特に、災害発生時に学校が避難所となる場合において、避難所運営は本来的には市が責任を有するものであるが、大規模災害発生時には一定期間、教職員がその業務を支援する状況が予想されるところである。その場合において、児童生徒等の安全確保や安否確認等、教職員の第一義的役割に支障を来すことのないよう、あらかじめ学校が支援できる内容について、市の防災担当部局や地域住民との協議、調整を行い、学校防災マニュアルの作成（見直し、改善）に取り組むことにより、学校防災体制の強化を図られたい。

〈教育総務課、各小学校、各中学校〉

#### ○学校施設改修等工事にかかる変更契約について【指導事項】

学校施設におけるトイレ改修建築工事や大規模改造電気設備工事等において、変更契約がなされており、その理由について確認したところ、学校の要望によるトイレ改修工法の変更や放送設備の既存不適格状態を改良する工事の追加ならびに空調設備設置工事の管路・配線の変更等によるものであったが、これらは教育総務課と各学校が事前に十分な協議、調整を行うことや、設計における事前調査を徹底しておけば、当初設計に反映させることが可能であると考えられる。

学校施設改修等の工事に際して、各学校は、改めて施設の状態把握に努めるとともに、教育総務課においては、各学校との協議、調整を十分行い、事前調査の徹底を図ることにより、綿密な設計と適切な工事施工となるよう努められたい。

以上